

## G F C 関連の国内外の動向について

令和 6 年 9 月 2 日

環境省環境保健部化学物質安全課

### (1) 「化学物質と環境に関する政策対話」の開催予定

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として、平成 24 年に設置し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向け、政策や各主体の取組に対する提言等を目指している。

本年度は構成メンバーの追加を行い、本年 10 月、来年 2 月に開催予定。内容は現在検討中であるが、これまでの議論を踏まえて、GFC の戦略目的の 1 つになっている懸念課題についての議論や、環境分野とその他の分野との連携を図るための議論を予定している。

### (2) 測定可能性と指標に関する臨時公開作業グループ第 2 回会合

測定可能性と指標に関する臨時公開作業グループ第 2 回会合が、8 月 14 日(水)にオンラインで開催された。本会合は、GFC 公開作業部会 (OEWG、2025 年 6 月開催予定) 及び第 1 回 GFC 国際会議 (2026 年開催予定) での検討に向けて、個別指標の検討を含む GFC の測定構造の最終化を図ることを目的に、設置された 3 つの Workstream (1 ~ 3) の作業方針と計画について説明及び協議が行われた。Workstream 1 はこれまでに特定された既存の関連指標の妥当性を評価すること、Workstream 2 は必要な追加的な指標を開発すること、Workstream 3 は GFC に関連する特定のセクター等に関連する指標を特定・評価することを目的としたものである。次回の第 3 回会合は 9 月 13 日 (金) に開催予定。

本作業グループは、ICCM5 決議 V/9 にしたがって、GFC 附属書 III に向けた測定構成と指標案の最終化に向けた提言を作成することを目的として設置されたものである。本附属書を主導した立場として、環境省は 3 つの Workstream に参加、また、本作業グループの共同議長を務めている。これまでに、第 1 回会合の第 1 セグメントが本年 4 月、第 2 セグメントが 5 月に開催されてきた。

本作業グループによる各国の既存指標に関するアンケート調査 (8 月 31 日〆切) には回答済みである。

臨時公開作業グループウェブサイト

<https://www.chemicalsframework.org/page/open-ended-ad-hoc-group-measurability-and-indicators>

### **(3) 化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル設立に向けた第3回公開作業部会**

6月17日～21日にスイス連邦のジュネーブにおいて、化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル設立に向けた公開作業部会第3回会合(OEWG3)が開催された。本会合には、124か国の国と地域、54のオブザーバーが参加し、パネル設立提案の最終化に向けた議論が行われた。

本パネルは、気候変動分野でのIPCC(気候変動に関する政府間パネル)や生物多様性分野でのIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)に類する、化学物質、廃棄物、汚染分野の新たな政府間科学・政策パネルとなる。

今後は、パネル設立に向けた政府間会合及びそれに先立ち開催される公開作業部会の再開会合(来年1、2月頃開催予定)において、設立提案の最終化を図った上でパネルの設立を採択する見込み。

### **(4) 化学物質と持続可能性に関する第3回ベルリン・フォーラム**

化学物質と持続可能性に関する第3回ベルリン・フォーラムが9月5～6日にかけて開催される。日本からは環境省の松澤裕地球環境審議官が「セッション1:GFC実施強化のための他の持続可能な開発フォーラムとの連携」に登壇し、GFC実施に向けた積極的な日本の取組についてスピーチを行う予定。

なお、本フォーラムは、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省のシュテフィ・レムケ大臣が主催し、化学物質の適正管理のための組織間プログラム(IOMC)が共催するハイレベルのオンラインイベントとして定期的で開催されており、GFCの実施を促進することにより、世界的な汚染の危機に対処するための知見の共有を促進し、グローバルなマルチステークホルダーによる協力と行動を強化することを目的としている。

### **(5) GFC実施に向けた諸外国の動向**

オーストラリア政府は、国家GFC行動計画(National Action Plan)を策定し、本年7月にGFC事務局に提出した。本計画は、オーストラリア気候変動・エネルギー・環境・水資源省(Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water)が中心となり、同国政府におけるGFCに基づく行動計画を5つの戦略目的、28のターゲットに基づいてまとめたものである。

(以上)